

証券コード 7695

2026年6月11日

(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株 主 各 位

東京都渋谷区東一丁目26番20号

東京建物東渋谷ビル7F

株式会社 交換できるくん

代表取締役社長 栗原 将

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.dekirukun.co.jp/co/ir/>

※上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」、「株主総会」の順に選択いただきご確認ください。

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記ウェブサイトにアクセスし、銘柄名に「交換できるくん」又は証券コードに「7695」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月26日(金曜日)午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年6月29日(月曜日) 午後1時(受付開始 午後0時30分)
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスト4階 渋谷ソラストコンファレンス4G

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第28期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 新設分割計画承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎本株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ② 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
- ◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、電子提供措置事項を記載した書面を全ての株主様にお送りしております。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 新設分割計画承認の件

1.新設分割を行う理由

当社の主力事業である交換できるくんが着実な成長を示す中、多様化するお客様のリフォームニーズにお応えするため、M&Aなどを通じてグループ化を図りサービスラインナップの拡充を図ってまいりました。今後の成長と利益創出力の強化を見据え、権限の委譲と責任を明確化し、事業特性に応じたフレキシブルな体制の構築を可能とすることで、自律的成長を促し、事業間シナジーの最大化、コスト構造の最適化を目指すものであります。

持株会社体制への移行により、持株会社（当社）はグループ経営機能に特化し、各事業会社は環境の変化に対応し、事業特性に応じたより機動的な事業展開を行うことにより、当社グループの更なる企業価値向上を目指してまいります。

2.新設分割計画の内容の概要

新設分割計画の内容の概要は以下のとおりです。

新設分割計画書(写)

株式会社交換できるくん（「リフォームテクノロジー株式会社」に商号変更予定、以下「当社」という。）は、当社のグループ会社管理事業を除く一切の事業（以下「本分割事業」という。）に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社交換できるくん（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（目的）

当社は、会社法に定める新設分割の方法により、本計画に基づき、当社が本分割事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる新設分割を行う。

第2条（新設会社の定款で定める事項）

- 1 新設会社の本店所在地は、東京都渋谷区東1丁目26-20 東京建物東渋谷ビルとする。
- 2 新設会社の目的、商号および発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1に記載のとおりとする。

第3条（新設会社の設立時役員の氏名および設立時代表取締役）

- 1 新設会社の設立時役員の氏名は以下に定めるとおりとする。
 - (1) 設立時取締役 池田順一、今野愛、栗原将、佐藤浩二、宮嶋宏幸
 - (2) 設立時監査役 金森英之
- 2 新設会社の設立時代表取締役は以下に定めるとおりとする。
 - (1) 設立時代表取締役 池田順一

第4条（新設会社が承継する資産、債務、雇用契約その他権利義務に関する事項）

- 1 新設会社は、本件分割に際し、「承継権利義務明細表」（別紙2）記載の資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を承継する。
- 2 当社から新設会社に承継される一切の債務につき、当社は新設会社とともに、重畳的に債務を引受ける。
- 3 第1項に規定する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務に含まれる契約上の地位または同契約に基づく権利義務を本件分割により承継することが各契約に定める義務と抵触し、分割効力発生日の前日においてその義務を遵守できる見込がない場合、その他当社および新設会社に著しい不利益が発生することが見込まれる場合、当社は当該契約上の地位および当該契約に基づく権利義務を第1項に規定する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務から除外することができる。
- 4 第1項に規定する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務の承継に際して行われる登記、登録、通知等の手続きに要する登録手続き費用その他一切の費用は、新設会社の負担とする。

第5条（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数）

- 1 新設会社は、本件分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを前条に定める権利義務の対価として当社に割当て交付する。
- 2 新設会社は、本件分割に際し、当社に対して、前項に定める新設会社の発行する株式以外の一切の資産を交付しない。

第6条（新設会社の資本金および準備金に関する事項）

新設会社の資本金および準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 設立時資本金 90,000,000円
- (2) 設立時資本準備金 90,000,000円
- (3) 設立時利益準備金0円

第7条（分割効力発生日）

新設会社の設立の登記をすべき日は、2026年10月1日（以下「分割効力発生日」という。）とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社取締役会決議によりこれを変更することができる。

第8条（競業避止義務）

当社は、本件分割後においても、本分割事業について、会社法第21条に定める競業避止義務を負わない。

第9条（条件変更および中止）

当社は、本計画作成後、分割効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産の状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、本計画の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

第10条（本計画の効力）

本計画は、分割効力発生日までに、当社株主総会における承認ならびに法令において必要とされる関係官庁による許認可又は承認が得られなかった場合は、その効力を失う。

第11条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定する。

以上

2026年5月28日
東京都渋谷区東1丁目26-20 東京建物東渋谷ビル
株式会社交換できるくん
代表取締役 栗原 将

定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社交換できるくんと称し、英文ではKoukandekirukun, Inc.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 一般建築工事業
2. 建物の営繕工事
3. 建築物の設計、工事監理
4. 給排水設備工事業
5. ガス配管工事業
6. 一般電気工事業および電気通信工事業
7. 住宅設備機器の販売、施工、下取り品の売却、メンテナンス、レンタルおよびリース、古物の売買
8. 家庭用および業務用電化製品の販売、施工
9. インターネットを利用したマーケティング、広告および宣伝等の企画、立案および制作
10. インターネットを利用した各種情報処理および情報提供サービス業
11. インターネットを利用した広告代理店業
12. 住宅設備リフォーム事業に関するコンサルティングサービス
13. フランチャイズシステムによる住宅設備リフォーム事業の経営
14. マーケティング（商品の販売やサービスを促進するための活動）に関する企画、制作および代行業務
15. コンピュータシステムおよびソフトウェアに関する企画、設計、開発、販売、保守、コンサルティング業務
16. 保証業務
17. コールセンターの運営、管理およびこれらの受託
18. 不動産の賃貸借、売却、仲介、管理およびこれらのコンサルティング
19. ファイナンシャルプランナー業務および関連するサービスの提供
20. 家事代行業およびくらし関連サービスに関する業務

21. 産業廃棄物収集運搬業
22. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会および監査役を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第10条 当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項および会社法第202条第1項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によって行う。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第11条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載または記録された者またはその相続人その他の一般承継人および株式取得者が署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。
ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第12条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換または吸収分割等により株式を取得した者の全部または一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- ② 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、当該基準日の2週間前までに当該基準日および基準日株主が行使することができる権利の内容を公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第14条 当会社の株主、登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名または名称および住所ならびに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招 集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会社法第298条第1項第3号または第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号または第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役または株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面または電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主または親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会および代表取締役

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任および解任の方法)

第23条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。
- ③ 取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第26条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役および常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- ② 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役および監査役に対して招集通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第29条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

(取締役会議事録)

第30条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、1名以上とする。

(監査役の選任および解任の方法)

第33条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として、または増員により選任された監査役の任期は、前任者または他の在任監査役の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第37条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第38条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和9年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第2条 当社の設立時取締役、設立時代表取締役および設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役	池 田 順 一
設立時取締役	今 野 愛
設立時取締役	栗 原 将
設立時取締役	佐 藤 浩 二
設立時取締役	宮 嶋 宏 幸
設立時監査役	金 森 英 之

(附則の削除)

第3条 本附則は、当社の最初の事業年度に関する定時株主総会の終結をもって削除する。

承継権利義務明細表

新設会社は、当社から、分割効力発生日において本分割事業に属する以下の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。

1 資産

(1) 流動資産

本分割事業にかかる売掛金、商品及び製品、仕掛品、その他流動資産。なお、現預金及び別途当社が承継対象から除外する旨を指定したものを除く。

(2) 固定資産

本分割事業にかかる工具、器具及び備品、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定、その他無形固定資産、長期前払費用、繰延税金資産、その他投資その他の資産。なお、関係会社株式は除く。

2 負債

(1) 流動負債

本分割事業にかかる買掛金、未払金、未払費用、契約負債、前受金、預り金、仮受金、賞与引当金、その他流動負債。

(2) 固定負債

本分割事業にかかる繰延税金負債

(3) 新設会社に承継される一切の債務につき、当社は新設会社とともに、重畳的に債務を引受ける。

3 雇用契約

分割効力発生日において本分割事業に従事する従業員との雇用契約。但し、分割効力発生日の前日までに当社及び本人が別途の取扱いに同意した場合はこの限りではない。なお、承継する雇用契約に定められた労働条件はそのまま維持される。

4 契約関係

本分割事業にかかる取引基本契約、業務委託契約その他本分割事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

5 許認可等

本分割事業に関して当社が取得している許認可等のうち、法令上当社から新設会社への承継が可能であるもの。

以上

3.会社法施行規則第205条各号に定める内容の概要

(1) 新設分割の対価の定め相当性に関する事項

① 交付する株式数の相当性に関する事項

新設会社は、本新設分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。当社は、当社が新設会社の発行する全ての株式を取得するため、株式数を任意に定めることができると考えられるところ、新設会社が承継する資産等の事情、その他諸般の事情を勘案した結果、上記の株式数が相当であると判断しております。

② 資本金及び準備金の額に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、会社計算規則に従い、新設分割計画書第6条に記載のとおりとすることにいたしました。当社は、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等を考慮した結果、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

(2) 新株予約権の内容等についての定め相当性に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 当社における最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当する事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は第1号議案「新設分割計画承認の件」の「1. 新設分割を行う理由」に記載のとおり、2026年10月1日付で新設分割による持株会社体制への移行に伴い、商号および目的の変更を行うとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります(第1条、第2条ならびに附則第1条および第2条)。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社交換できるくんと称し、英文ではKoukandekirukun, Inc. と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>一般建築工事業</u> 2. <u>建物の営繕工事</u> 3. <u>建築物の設計、工事監理</u> 	<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、リフォームテクノロジー株式会社と称し、英文ではReform Technology, Inc. と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>株式の保有、売買、投資およびこれらを通じた子会社、関連会社その他の事業会社の支配、管理</u> 2. <u>子会社および関連会社の経営管理、経営指導、コンサルティングおよびアドバイザー一業務</u> 3. <u>建築工事、土木工事、各種設備工事（電気、電気通信、給排水、ガス、空調その他）の請負、設計、施工、監理およびコンサルティング</u>

現行定款	変更案
<p>4. <u>給排水設備工事業</u></p> <p>5. <u>ガス配管工事業</u></p> <p>6. <u>一般電気工事業および電気通信工事業</u></p> <p>7. <u>住宅設備機器の販売、施工、下取り品の売却、メンテナンス、レンタルおよびリース</u></p> <p>8. <u>家庭用および業務用電化製品の販売、施工</u></p> <p>9. <u>インターネットを利用したマーケティング、広告および宣伝等の企画、立案および制作</u></p> <p>10. <u>インターネットを利用した各種情報処理および情報提供サービス業</u></p> <p>11. <u>インターネットを利用した広告代理店業</u></p> <p>12. <u>住宅設備リフォーム事業に関するコンサルティングサービス</u></p> <p>13. <u>フランチャイズシステムによる住宅設備リフォーム事業の経営</u></p> <p>14. <u>子会社および関連会社等の事業活動の経営管理またはこれらに対する経営指導、コンサルティング業務もしくはアドバイザー業務の提供等</u></p> <p>15. <u>マーケティング（商品の販売やサービスを促進するための活動）に関する企画、制作および代行業務</u></p> <p>16. <u>保証事業</u></p>	<p>4. <u>建物の営繕、修繕、リフォーム、リノベーションに関する事業</u></p> <p>5. <u>住宅設備機器、建材、建具、家具、什器等の企画、製造、販売、施工、保守、レンタルおよびリース</u></p> <p>6. <u>不動産の売買、賃貸借、仲介、管理、開発およびこれらに関するコンサルティング</u></p> <p>7. <u>コンピュータシステムおよびソフトウェアの企画、開発、販売、保守、運用および賃貸</u></p> <p>8. <u>情報処理サービスおよび情報提供サービス</u></p> <p>9. <u>インターネット、通信ネットワーク等を利用した各種サービスの企画、開発および運営</u></p> <p>10. <u>広告、宣伝、マーケティングに関する企画、制作、運用および広告代理業</u></p> <p>11. <u>労働者派遣事業、有料職業紹介事業および人材関連サービス</u></p> <p>12. <u>コールセンターの運営、管理および受託業務</u></p> <p>13. <u>教育、研修、セミナー等の企画および実施</u></p> <p>14. <u>家事代行その他生活支援サービスに関する事業</u></p> <p>15. <u>ボランティアチェーン及びフランチャイズシステムによる事業の企画、運営および管理</u></p> <p>16. <u>医療機関に対する業務支援およびコンサルティング</u></p>

現行定款	変更案
<p>17. コールセンターの運営、管理およびこれらの受託</p> <p>18. 不動産の賃貸借、売買、仲介、管理およびこれらのコンサルティング</p> <p>19. ファイナンシャルプランナー業務および関連するサービスの提供</p> <p>20. 家事代行業およびくらし関連サービスに関する事業</p> <p>21. コンピューターシステムおよびソフトウェアの開発、販売、保守、賃貸、管理</p> <p>22. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>17. 医療、介護、ヘルスケア関連事業</p> <p>18. 医療機器、医療材料、医薬品、化粧品、食品等の製造、販売、輸出入</p> <p>19. 投資事業および各種ファイナンス業務</p> <p>20. 保証業務</p> <p>21. 損害保険代理業および生命保険募集業務</p> <p>22. ファイナンシャルプランニング業務</p> <p>23. 産業廃棄物の収集運搬業</p> <p>24. 貿易業およびその仲介、コンサルティング</p> <p>25. 各種商品の企画、製造、販売および輸出入</p> <p>26. 飲食店の経営およびその企画、コンサルティング</p> <p>27. 旅行業および旅行業者代理業</p> <p>28. 各種イベントの企画、制作、運営および管理</p> <p>29. 前各号に付帯または関連する一切の業務</p>
<p>第3条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第42条 (現行通り)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="148 170 749 402">附則 当社は、第26期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p data-bbox="394 450 492 480">(新設)</p>	<p data-bbox="749 170 1348 439">附則 1. 当社は、第26期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p data-bbox="768 488 1342 639">2. 定款第1条の変更は、2026年10月1日から効力を生じるものとする。なお、本附則は、定款第1条の変更の効力発生日経過後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(4名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、取締役員数が1名減少しますが、これは持株会社体制への移行計画に伴い、経営と執行を明確に分け、経営の効率化を図るためとなります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有株式数 (株)
1	栗原 将 (1975年10月29日)	1996年4月 株式会社メガ入社 1998年11月 有限会社ケイシス(現当社)設立代表取締役社長(現任) 2017年11月 株式会社CRESCUNT設立代表取締役(現任) 2021年7月 株式会社KDサービス取締役 2022年6月 株式会社KDサービス取締役会長 2024年10月 KOUKANDEKIRUKUN ASIA PTE. LTD. 設立代表取締役(現任) 2025年11月 株式会社キッチンワークス取締役(現任)	4,155,000
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>当社創業以来一貫して当社代表を務め、長年に亘る経営経験とともに企業価値の向上を目指し、事業運営における迅速かつ柔軟な意思決定を行ってまいりました。今後の当社の成長及び経営理念の実現に向け適任であることから、引続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有株式数 (株)
2	佐藤 浩二 (1969年4月9日)	<p>1992年4月 日本ユニシス株式会社(現BIPROGY株式会社)入社</p> <p>1998年3月 日本ビューレット・パッカード株式会社(現日本ビューレット・パッカード合同会社)入社</p> <p>2004年8月 イー・ベンチャーサポート株式会社入社</p> <p>2006年4月 同社取締役</p> <p>2007年7月 同社代表取締役社長 株式会社豆蔵OSホールディングス執行役員</p> <p>2008年6月 同社取締役</p> <p>2009年12月 株式会社フォスターネット取締役</p> <p>2012年1月 ジェイエムテクノロジー株式会社取締役</p> <p>2015年4月 株式会社オープンストリーム代表取締役会長 ジェイエムテクノロジー株式会社代表取締役社長</p> <p>2015年7月 センスシングスジャパン株式会社代表取締役社長</p> <p>2016年3月 株式会社コーワメックス代表取締役社長</p> <p>2016年10月 ニュートラル株式会社代表取締役社長</p> <p>2018年6月 株式会社豆蔵ホールディングス代表取締役社長 株式会社豆蔵取締役 株式会社ネクストスケープ取締役 株式会社エヌティ・ソリューションズ取締役</p> <p>2019年6月 株式会社豆蔵ホールディングス取締役</p> <p>2020年5月 株式会社オープンストリーム取締役副社長</p> <p>2021年6月 当社取締役コーポレート本部長</p> <p>2022年6月 株式会社KDサービス代表取締役 当社取締役副社長コーポレート本部長(現任)</p> <p>2023年5月 株式会社KDサービス取締役(現任)</p> <p>2025年10月 株式会社IMI取締役(現任)</p> <p>2025年11月 株式会社キッチンワークス取締役(現任)</p> <p>2026年4月 株式会社アイピーエス取締役(現任)</p>	—
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>複数のITサービス企業の取締役を務め、長年に亘る経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、企業経営に精通していることから、当社の成長加速において適任であると判断し、引続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有株式数 (株)
3	なか がわ けん すけ 中 川 憲 亮 (1958年10月18日)	1981年 4月 松下電工株式会社(現パナソニック株式会社)入社 2007年 4月 同社首都圏・関東住建営業部長 2010年 4月 同社理事・戦略企画室長 2011年 4月 パナソニック電工株式会社理事・住建統括部長 2015年 4月 パナソニック株式会社ES社事業役員マーケティング副本部長 2018年 6月 パナソニックリビング株式会社代表取締役社長 2023年 6月 株式会社エクセルシャノン副社長執行役員	—
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] パナソニックグループの経営幹部として豊富な経験を有し、リフォーム商材を扱う商社の社長を務めるなど、当社が業界の中で、さらに存在感を示していく上で必要となる知見やネットワークを有しております。営業や経営企画、マーケティング等のシニアマネージメントとしての幅広い経験を活かし、当社の次のステージの成長への貢献を期待して、社外取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 中川憲亮氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は取締役候補者中川憲亮氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 中川憲亮氏の選任が承認された場合、当社と同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額です。
5. 当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を填補することとしております。各取締役候補者が本総会で選任され、就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。なお、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。
6. 栗原将氏の所有株式数は、株式会社CRESCUNTが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。また、当社株式の過半数を保有しており、同氏は当社の親会社等に該当します。その他の各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有株式数 (株)
1	かなもり ひでゆき 金森英之 (1974年8月10日)	1998年4月 イヌイ建物株式会社(現乾汽船株式会社)入社 2013年4月 廣成株式会社入社 2014年7月 同社管理部長 2015年7月 株式会社ライフ白銅入社 同社管理部長 2020年8月 株式会社オープンストリーム入社 2025年9月 当社事業推進部長(現任) 2025年10月 株式会社IMI監査役(現任)	—
<p>[監査等委員である取締役候補者とした理由]</p> <p>現在、当社において人事、総務の部門長を担っておりますが、上場会社およびその子会社の財務、人事、総務の実務経験が豊富であり、持株会社化、グループ経営において、ガバナンス強化の重要性が増していく中でこれまで不在であった常勤の監査等委員取締役候補者として適任である事から、監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有株式数 (株)
2	鈴木謙吾 (1974年7月23日)	2000年4月 弁護士登録 2000年4月 米川耕一法律事務所(現米川総合法律事務所)入所 2004年9月 鈴木謙吾法律事務所 代表(現任) 2006年6月 株式会社トランスポートオオスギ取締役(現任) 2006年6月 株式会社トランスポートセイブ取締役(現任) 2012年4月 慶應義塾大学法科大学院非常勤教員 2012年6月 新高商運株式会社取締役(現任) 2015年2月 一般社団法人日体大S C横浜監事 2018年6月 当社社外監査役 2021年12月 株式会社Polite社外監査役 2022年3月 株式会社トランスポートグループ本部取締役(現任) 2022年4月 株式会社HAPPY PRICE(現PRINCING DATA)社外取締役 2022年12月 株式会社Polite社外取締役 2024年6月 当社監査等委員である社外取締役(現任)	—
	[監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 弁護士として企業法務に精通し、また、2018年6月より当社社外監査役を務めており当社の経営に対する監査に十分な役割を果たしていることから、更なるコーポレートガバナンス強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有株式数 (株)
3	<p style="text-align: center;">の だ ゆ う こ 野 田 優 子 (1973年2月19日)</p>	<p>1995年10月 公認会計士二次試験合格 1997年8月 中央青山監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）国際部 入所 2002年4月 公認会計士登録 2005年8月 税理士法人山田&パートナーズ 入社 2007年1月 野田総合会計事務所設立 代表社員（現任） 2017年1月 大友ロジスティクスサービス（株） 社外取締役（現任） 2017年1月 野田総合コンサルティング（株） 設立 代表取締役 2018年7月 野田総合アセットマネジメント（株） 設立 代表取締役 2020年2月 株式会社 魚金 社外取締役（現任） 2021年8月 株式会社 ノンストレス 社外監査役（現任） 2021年11月 野田総合M&Aコンサルティング（株） 設立 代表取締役（現任） 2023年9月 株式会社 マーケットエンタープライズ 社外監査役（現任） 2024年6月 当社監査等委員である社外取締役（現任）</p>	—
<p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 公認会計士として企業会計・税務全般に精通し、また、複数の企業において社外役員を務めており、その専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、業務執行全般の監査・監督への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 鈴木謙吾氏、野田優子氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 鈴木謙吾氏、野田優子氏と当社は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額です。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、金森英之氏の選任が承認された場合、当該契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を填補することとしております。各取締役候補者が本総会で選任され、就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。なお、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。
5. 当社は鈴木謙吾氏、野田優子氏の2名につきまして、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 鈴木謙吾氏、野田優子氏の監査等委員である社外取締役在任期間は、両氏ともに本総会終結の時をもって2年となります。

以上

事業報告

2025年4月1日から
2026年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済活動は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要により緩やかな景気回復が見られる一方で、中東情勢の悪化による原燃料価格の高騰や物価上昇、国内外の金融政策の見直しに伴う為替変動リスク、国際的な情勢不安は長期化しており、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような経済環境下におきまして、キッチン・トイレ・洗面室・浴室まわりといった日常生活に欠かせない住宅設備機器の交換サービスをインターネット上で展開している当社では、「交換できるくん」Web媒体において、これまで培ってきたWebマーケティングのノウハウや実績をもとに、Webサイトを検索エンジン上位に表示させるための検索エンジン最適化(SEO※)に取り組むとともに、テレビCM、動画及びSNSを活用することにより、サービスの魅力や特性を波及させてまいりました。また、継続してテレビCM放映を行うことでブランド認知度向上にも努めております。

その他にも将来的な事業拡大に向けて2025年8月に住宅設備保証事業に参入するために株式会社IMIの株式を取得し、2025年11月にシステムキッチンやユニットバスリフォーム等のリフォームサービスを広げることを目的として株式会社キッチンワークスの株式取得を実施しております。

また、2025年12月に株式会社カインズとの間で資本業務提携を結び、当社が有するノウハウをソリューション化した「リプラフォーム」を活用した現調レスモデルのリフォームサービスの提供や「交換技能アカデミー」によるマルチ職人の育成を行ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は12,600,874千円(前期比22.4%増)、営業利益は176,089千円(前期比7.8%増)、経常利益は182,987千円(前期比4.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は91,971千円(前期比1.3%増)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

①住設DX事業

当連結会計年度における住設DX事業の売上高は、前連結会計年度より本格的に販売を開始した季節性商材であるエアコン等の受注獲得増や株式会社キッチンワークスの業績取込により11,278,719千円(前年同期比22.3%増)となりました。セグメント利益(営業利益)は、ブランド広告宣伝費用等の先行投資等に伴い162,811千円(前年同期比5.8%減)となりました。

②ソリューション事業

当連結会計年度におけるソリューション事業の売上高は1,443,766千円(前年同期比19.4%増)、セグメント利益(営業利益)は23,981千円(前年同期比17.7%増)となりました。

(注) SEOとは、検索エンジン最適化(Search Engine Optimization)の略称で、GoogleやYahoo!の検索結果で自社Webサイトを上位に表示させるために様々なアプローチでWebサイトを最適化するマーケティングの手法です。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は270,753千円であり、その主なものは、売上拡大のための基幹システムの強化・効率化を目的とした設備投資並びに研修施設開設に伴う内装工事等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、株式会社カインズとリフォーム市場における職人確保と技術継承が重要な課題解決に向け、安心して手軽に利用できるリフォームサービスの提供と、職人がスキルを磨きながら長く活躍できる仕組みづくりを推進し、両社の企業価値向上を目的として、資本業務提携を行い第三者割当により株式を発行し239,700千円を調達いたしました。また、運転資金を目的として、金融機関より長期借入金640,000千円を調達いたしました。

(4) 重要な企業結合等の状況

当連結会計年度においては、2025年8月20日に株式会社IMI、2025年11月4日に株式会社キッチンワークスの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(5) 対処すべき課題

当社が安定的かつ持続的な成長を実現するために、対処すべき課題とその対策は以下のとおりであります。

① 低コスト集客の実現

売上拡大には集客数の増加が必要であり、集客数の増加には集客コストがかかってまいります。当社が低コストで多数の集客を実現するためには、インターネット広告出稿に頼らない検索エンジンからの自然流入のさらなる上昇が必要不可欠になります。そのためには検索結果の順位の上位獲得が重要であり、SEO内部施策、コンテンツマーケティング施策、モバイルフレンドリー対応、SNSなどを活用した良質な外部リンク獲得対策などの各種SEO対策に取り組んでまいります。また、サイト流入者の集客歩留まりを向上させるためスマートフォン/PC向けサイトの読み込み速度の改善やUI/UX(※)の改善に取り組んでまいります。

(注) UI/UXとは、User Interface/User Experienceの略称で、UIとはデザイン、フォントや外観などのユーザーの視覚に触れるすべての情報のことであり、UXとはユーザーがこれらのUIを実装したサービスを通じて得られる体験を指します。

② サービス知名度の向上とユーザー数の拡大

当社が持続的に成長するためには、新規ユーザーを継続的に獲得していくことが必要不可欠であると認識しております。そのために、効果的な広告宣伝やメディア活動等により、当社及び当社Webサイト「交換できるくん」の知名度を向上させ、ユーザー数の拡大に取り組んでまいります。

③ システムの安定稼働と強化

当社は、インターネット上にてサービスを提供していることから、安定した事業運営を行うにあたり、システムの安定的な稼働が重要であると認識しております。そのために、継続的なシステム投資及び人材補強等によりシステム強化に取り組んでまいります。

④ 経営管理体制の強化

当社は、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの徹底等に取り組むことが企業価値の向上につながるものと認識しております。そのために、事業規模拡大の基礎となる経営管理体制をより強化してまいります。

⑤ 集客チャネル・販路拡大

当社は、インターネット経由での受注獲得は事業拡大に不可欠であるものの、中長期的な成長のためにはインターネット以外の集客チャネル・販路拡大も必要と認識しております。そのために、住宅設備メーカーや住宅設備関連企業などとのBtoBの取引強化を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第25期 (2023年3月 期)	第26期 (2024年3月 期)	第27期 (2025年3月 期)	第28期 [当連結会計年度] (2026年3月 期)
売 上 高 (千円)	6,041,851	7,565,059	10,292,863	12,600,874
経 常 利 益 (千円)	302,371	335,847	174,875	182,987
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	185,037	230,028	90,800	91,971
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額 (円)	27.30	33.73	13.19	12.70
総 資 産 (千円)	2,214,058	3,186,461	3,975,718	5,690,975
純 資 産 (千円)	1,047,480	1,278,303	1,690,612	2,075,612
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	154.22	187.36	236.25	274.01

(注) 1 第27期の期首より「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号「2022年10月28日」)等を適用しており、第27期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

2 2025年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第25期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第25期 (2023年3月期)	第26期 (2024年3月期)	第27期 (2025年3月期)	第28期 [当事業年度] (2026年3月期)
売上高 (千円)	5,872,968	6,913,523	8,481,236	9,743,987
経常利益 (千円)	316,903	265,278	80,513	225,380
当期純利益 (千円)	199,941	175,088	50,115	149,206
1株当たり 当期純利益金額 (円)	29.50	25.68	7.28	20.61
総資産 (千円)	2,192,942	2,757,436	3,442,032	4,517,280
純資産 (千円)	1,062,975	1,238,858	1,610,482	2,051,772
1株当たり純資産額 (円)	156.50	181.58	225.00	270.82

(注) 1 第27期の期首より「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号「2022年10月28日」)等を適用しており、第27期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

2 2025年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第25期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社KDサービス	25,000千円	100.0%	住宅設備の施工関連事業及び法人向けDX化支援事業
株式会社アイピーエス	15,000千円	100.0%	システム受託開発
KOUKANDEKIRUKUN ASIA PTE. LTD.	200,000SGD	100.0%	住宅設備市場の調査及び海外企業との提携促進
株式会社IMI	10,000千円	100.0%	住宅設備機器等の保証事業及び損害保険の代理店事業
株式会社キッチンワークス	10,000千円	100.0%	リフォーム工事事業

(注) 当連結会計年度の末日において特定完全子会社はありません。

(8) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
住設DX事業	住宅設備の施工関連事業及び法人向けDX化支援事業
ソリューション事業	システム受託開発

(9) 主要な営業所（2026年3月31日現在）

名 称	所 在 地
当 社 本 社	東京都渋谷区
当 社 大 阪 支 店	大阪府大阪市
株 式 会 社 アイピーエス 本 社	東京都北区
株 式 会 社 キッチンワークス 本 社	北海道札幌市

(10) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
277名	107名増

(注) 従業員数には、年間平均臨時雇用者数（有期雇用）44名（1日8時間換算）は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
79名	23名増	35.5歳	5.2年

(注) 従業員数には、年間平均臨時雇用者数（有期雇用）8名（1日8時間換算）は含んでおりません。

(11) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	654,424千円
株式会社りそな銀行	200,000千円
株式会社三井住友銀行	87,500千円
株式会社北海道銀行	87,450千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 24,840,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,469,100株 (自己株式 630株を含んでおります)
- (3) 株主数 2,094名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社CRESCUNT	3,000,000株	40.17%
栗原 将	1,155,000株	15.47%
栗原 剛	324,000株	4.34%
伊藤忠エネクスホームライフ株式会社	300,000株	4.02%
株式会社カインズ	300,000株	4.02%
松田 健太郎	142,200株	1.90%
栩本 泰輝	68,400株	0.92%
榑原 暢宏	60,000株	0.80%
株式会社KWホールディングス	60,000株	0.80%
柏木 大助	57,300株	0.77%

(注) 持株比率は、自己株式(630株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		2019年3月28日	2024年11月21日
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 6,000株 (新株予約権1個につき300株)	普通株式 66,000株 (新株予約権1個につき300株)
新株予約権の払込金額		払込みを要しない	400円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 99,000円 (1株当たり330円)	新株予約権1個当たり 265,500円 (1株当たり885円)
権利行使期間		2020年6月1日から 2029年2月28日まで	2026年7月1日から 2039年12月8日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数 ー個 目的となる株式数 ー株 保有者数 ー名	新株予約権の数 220個 目的となる株式数 66,000株 保有者数 2名
	社外取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 ー個 目的となる株式数 ー株 保有者数 ー名	新株予約権の数 ー個 目的となる株式数 ー株 保有者数 ー名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 ー個 目的となる株式数 ー株 保有者数 ー名

(注) 1. 第3回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- (3) 新株予約権の行使によって発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる時は、当該新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (5) 2025年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「役員保有状況」が調整されております。

2. 第4回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書、以下同様。）に記載された売上高及び営業利益が、下記(a)乃至(c)の各号に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）までの個数を限度として、これ以降本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 2026年3月期において、売上高が13,000百万円を超過し、かつ営業利益が600百万円を超過した場合行使可能割合：25%
 - (b) 2027年3月期において、売上高が17,000百万円を超過し、かつ営業利益が900百万円を超過した場合行使可能割合：50%
 - (c) 2028年3月期において、売上高が22,000百万円を超過し、かつ営業利益が1,400百万円を超過した場合行使可能割合：100%なお、上記の判定に際しては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における売上高及び営業利益の数値を用いるものとする。また、売上高及び営業利益の判定に際して、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6) 2025年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「役員の保有状況」が調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	栗原 将	KOUKANDEKIRUKUN ASIA PTE. LTD.代表取締役 株式会社CRESCUNT 代表取締役
取締役副社長	佐藤 浩二	コーポレート本部長 株式会社IMI 取締役 株式会社キッチンワークス 取締役
取 締 役	吉田 正弘	株式会社KDサービス 代表取締役
取 締 役	吉野 登	吉野人事研究所 代表
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鈴木 謙吾	鈴木謙吾法律事務所 代表
取 締 役 (監 査 等 委 員)	野田 優子	野田総合会計事務所 代表 野田総合M&Aコンサルティング(株) 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	服部 道子	公益財団法人日本ゴルフ協会 常務理事

- (注) 1. 取締役吉野登、鈴木謙吾、野田優子及び服部道子の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 監査等委員鈴木謙吾氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員野田優子氏は、会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員服部道子氏は、スポーツを通じた国内外における豊富な経験や社会貢献の観点からグローバルな知見を有しております。
6. 当社は、取締役吉野登、監査等委員鈴木謙吾、野田優子及び服部道子の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査等委員である取締役、監査役、執行役員及び管理職の地位にある従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者である役員等の職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求等がなされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等が補填されません。

ただし、当該保険契約に係る免責規定により、被保険者が法令違反等を認識しながら行った行為等を含む一定の場合には免責となります。

(4) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年6月24日開催の取締役会において、取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、決議内容について社外役員の意見を踏まえ決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、社外役員からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(1) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬等につきましては、株主総会の決議により決定した限度額の範囲で、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等に応じて支給する固定報酬としており、監査等委員である取締役の協議で決定しております。

(2) 業績連動報酬等に関する方針

該当事項はありません。

(3) 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与し、株主との一層の価値共有を進めることを目的に、株式報酬型ストックオプションとして支給する。その内容、数、支給時期及び条件等の内容については、代表取締役社長が役位、職責等を勘案して原案を作成し、取締役会の決議によって決定しております。

なお、株式報酬として付与する株式の個数は、個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績も総合考慮して決定しております。

(4) 報酬等の決定の委任に関する事項

各取締役(監査等委員である取締役を除く。)に支給する報酬について、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の役位、職責、在任年数等に応じて決定しております。

(5) 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	103,393 (4,800)	86,976 (4,800)	—	16,417 (—)	4 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	14,400 (14,400)	14,400 (14,400)	—	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	117,793 (19,200)	101,376 (19,200)	—	16,417 (—)	7 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2024年6月24日開催の第26期定時株主総会にて年額200,000千円以内(うち、社外取締役については年額30,000千円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名(うち社外取締役は1名)です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年6月24日開催の第26期定時株主総会にて年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
3. 当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長栗原将が取締役の個人別の報酬の決定をしております。委任した理由は、当社の取締役の多くが業務執行取締役であるため、業務執行を統括する代表取締役社長による決定が適しているとの判断によるものであります。
4. 非金銭報酬等は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役吉野登氏は、吉野人事研究所の代表であります。当社は、吉野人事研究所との間には重要な取引その他の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）鈴木謙吾氏は、鈴木謙吾法律事務所の代表であります。当社は、鈴木謙吾法律事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）野田優子氏は、野田総合会計事務所及び野田総合M&Aコンサルティング株式会社の代表であります。当社は、野田総合会計事務所及び野田総合M&Aコンサルティング株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）服部道子氏は、公益財団法人日本ゴルフ協会の常務理事及び公益財団法人日本オリンピック委員会の理事であります。当社は、公益財団法人日本ゴルフ協会及び公益財団法人日本オリンピック委員会との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	吉野登	当事業年度に開催された取締役会18回の内17回に出席いたしました。長年に亘る事業会社での経験と知見から経営全般の透明性、コーポレート・ガバナンスの向上等について必要な発言を適宜行っております。

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	鈴木謙吾	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的な見地からコンプライアンス経営の推進等について必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	野田優子	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。会計士としての専門的な見地からコンプライアンス経営の推進等について必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	服部道子	当事業年度に開催された取締役会18回の内17回及び監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。スポーツを通じた国内外における豊富な経験や社会貢献の観点からグローバルな発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として 当社が支払うべき報酬等の額	38,184 千円
②	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価として 当社が支払うべき報酬等の額	- 千円
①及び②の合計額		38,184 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると判断した場合には、会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、監査等委員会が選定した監査等委員が会計監査人解任の旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正性を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要事項を決定します。
 - b 取締役会は、全社的な内部統制システムの整備に関する基本方針を決定及び適切に運用し、それに従い職務執行しているかを監督します。
 - c 職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ高い企業倫理観を保つとともに、社会的責任を果たすため「企業倫理宣言」の周知徹底を図ります。
 - d 内部通報制度に関する規程に基づき、社外に相談窓口を設け、迅速に対応します。なお、内部通報者の継続的な保護を徹底します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a 取締役の職務の執行に係る情報又は文書は、社内規程に基づき適切に保存及び管理します。
 - b 取締役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとします。
- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

企業経営に重大な影響を及ぼす事象を認識し、未然に防止するとともに万一重大な事案が発生した場合は、損失又は不利益を最小化するためリスク管理規程等に基づき適切な措置を講じます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - a 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するため、取締役会規程を遵守するとともに、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催します。
 - b 各取締役は、毎月開催する取締役会において業務目標の達成状況、課題解決のための取組み等を報告することにより、業務執行状況の監督を受けます。
 - c 取締役会による月次業績のレビューと改善策を実施します。

- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役(監査等委員を除く。)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- a 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人は配置していませんが、取締役会は監査等委員会と必要に応じて協議し当該使用人を配置します。
 - b 補助すべき期間中は、任命された使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、取締役(監査等委員を除く。)の指揮命令は受けないものとします。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- a 当社グループの取締役及び使用人は、コンプライアンス及びリスクに関する事項等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、速やかに当社の監査等委員会に報告します。
 - b 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員を除く。)又は使用人に対して、その説明を求めることができるものとします。取締役(監査等委員を除く。)及び使用人は、監査等委員から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならないものとします。
- ⑦ 当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底するものとします。

- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
 - a 監査等委員会が、必要に応じて専門の弁護士、会計士等に対して、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。そのための費用は、監査等委員の職務の執行に必要なものではないと認められる場合を除き、当社がこれを負担します。その他監査等委員の職務の執行によって生ずる費用のため、年間の監査計画に基づく経費予算を確保します。
 - b 監査等委員会は、内部監査担当が実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その実施状況について適宜報告を受けるものとします。
 - c 代表取締役社長と監査等委員は、定期的な意見交換を実施します。

- ⑨ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a 子会社管理規程に基づき、適切かつ効率的な経営及び事業管理を行うとともに、当社グループ全体で内部統制の強化に取り組みます。
 - b 子会社管理規程において、子会社の当社に対する承認事項及び報告事項を定め、子会社は適時当社の所管部署に承認を求め、または報告を行います。当社の所管部署の責任者は、取締役会及び監査等委員会に報告します。
 - c 子会社に対して、損失の危機の管理、財務報告の適正性の確保、効率的な職務執行体制の確保等について、規程等の整備の助言及び指導を行うほか、教育及び研修を行います。
 - d 内部監査部門は、年次計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、監査等委員会と連携して内部統制システムの整備運用状況を監査し、必要に応じて改善を求めます。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考えとその整備状況
 - a 「企業倫理宣言」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度をもって対応し、反社会的勢力との関係を一切遮断することを宣言しています。
 - b 反社会的勢力対策規程を定め、反社会的勢力とは一切関係もしくは取引しないことを周知徹底し、万一反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察、弁護士等と連携して対応します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、当該内部統制システム構築にかかる基本方針に基づく具体的な運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み状況

取締役会は取締役(監査等委員を除く。)4名、監査等委員である取締役3名の計7名で構成しております。当事業年度において取締役会は18回開催され、業務執行などの監督を行うとともに各議案の審議にあたっては、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

② 監査等委員の実効性の確保に関する取組み状況

監査等委員会は、監査等委員である社外取締役の3名をもって構成されております。当事業年度において監査等委員会は13回開催され、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席及び代表取締役、会計監査人並びに内部監査部門との間で定期的な情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

③ リスク管理及びコンプライアンスに関する取組み状況

経営に重大な影響を及ぼすリスク発生の未然防止やリスク発生時の被害を最小限にとどめることを目的として、リスク・コンプライアンス委員会を4回開催いたしました。また、eラーニングを含む各種研修による教育活動を通じて、全役職員のコンプライアンスに関する知識や意識の向上を図っています。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、内部留保を充実し、収益基盤の拡大及び収益拡大のための投資に充当することが最大の利益還元につながると考えております。こうした考えのもと、創業以来、配当は実施しておらず、今後も当面は内部留保の充実を図る方針であります。内部留保資金については、財務体質を強化し人材育成、システム開発、知名度向上等、事業拡充、収益基盤の強化拡大のための投資に活用する方針であります。将来的には、内部留保の充実状況及び企業を取巻く事業環境を勘案のうえ、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益還元を検討してまいります。当期の剰余金の配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。ご了承ください。

株主の皆様には、誠に申し訳ありませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,262,235	流動負債	2,736,205
現金及び預金	1,562,473	買掛金	952,713
売掛金及び契約資産	1,007,000	短期借入金	200,000
商品	522,695	1年内返済予定の長期借入金	241,116
仕掛品	15,799	未払金	92,254
前払費用	99,421	未払費用	270,041
その他	54,844	契約負債	651,218
固定資産	2,428,740	未払法人税等	109,786
有形固定資産	135,554	未払消費税等	90,029
建物	100,484	賞与引当金	73,252
機械及び装置	1,511	株主優待引当金	21,349
工具、器具及び備品	23,708	その他	34,443
車両運搬具	6,980	固定負債	879,157
リース資産	2,869	長期借入金	593,248
無形固定資産	1,329,829	退職給付に係る負債	28,273
のれん	561,914	役員退職慰労引当金	13,124
ソフトウェア	228,427	その他	244,511
ソフトウェア仮勘定	539,488	負債合計	3,615,363
投資その他の資産	963,355	(純資産の部)	
投資有価証券	19,360	株主資本	2,045,497
出資金	515	資本金	561,101
長期前払費用	378,725	資本剰余金	481,101
敷金及び保証金	126,557	利益剰余金	1,004,159
保険積立金	324,411	自己株式	△865
繰延税金資産	109,785	その他の包括利益累計額	944
その他	4,000	その他有価証券評価差額金	667
		為替換算調整勘定	277
		新株予約権	29,169
		純資産合計	2,075,612
資産合計	5,690,975	負債・純資産合計	5,690,975

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		12,600,874
売上原価		9,774,229
売上総利益		2,826,644
販売費及び一般管理費		2,650,555
営業利益		176,089
営業外収益		
受取利息	2,163	
為替差益	1,216	
補助金収入	3,332	
受取保険金	5,144	
キャッシュバック収入	1,157	
広告収入	2,289	
雑収入	2,539	17,842
営業外費用		
支払利息	10,577	
雑損	366	10,943
経常利益		182,987
特別利益		
固定資産売却益	187	187
特別損失		
固定資産売却損	7	
固定資産除却損	149	157
税金等調整前当期純利益		183,018
法人税、住民税及び事業税		141,006
法人税等調整額		△49,960
当期純利益		91,971
親会社株主に帰属する当期純利益		91,971

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,260,579	流動負債	1,932,671
現金及び預金	796,930	買掛金	802,283
売掛金	592,030	短期借入金	200,000
商品	513,662	1年内返済予定の長期借入金	209,088
仕掛品	8,905	未払金	5,500
前払費用	70,630	未払費用	177,863
短期貸付金	250,000	契約負債	366,586
その他	28,420	未払法人税等	70,620
固定資産	2,257,988	未払消費税等	40,380
有形固定資産	100,906	賞与引当金	27,244
建物	80,953	株主優待引当金	21,349
機械及び装置	0	その他	11,755
工具、器具及び備品	15,309	固定負債	532,836
車両運搬具	4,643	長期借入金	532,836
無形固定資産	726,812		
ソフトウェア	162,593	負債合計	2,466,507
ソフトウェア仮勘定	564,219	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,428,981	株主資本	2,022,602
投資有価証券	16,620	資本金	561,101
関係会社株式	990,505	資本剰余金	481,101
出資金	500	資本準備金	481,101
長期前払費用	278,031	利益剰余金	981,264
敷金及び保証金	110,909	その他利益剰余金	981,264
繰延税金資産	28,415	繰越利益剰余金	981,264
その他	4,000	自己株式	△865
		新株予約権	29,169
		純資産合計	2,051,772
資産合計	4,517,280	負債・純資産合計	4,517,280

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,743,987
売上原価	7,501,192
売上総利益	2,242,795
販売費及び一般管理費	2,017,860
営業利益	224,934
営業外収益	
受取利息	1,576
為替差益	56
広告収入	2,289
キャッシュバック収入	1,149
受取保険金	4,225
雑収入	1,140
営業外費用	
支払利息	9,690
雑損	300
経常利益	225,380
税引前当期純利益	225,380
法人税、住民税及び事業税	79,481
法人税等調整額	△3,307
当期純利益	149,206

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

株式会社交換できるくん
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 井 聡
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 天 野 晋 介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社交換できるくんの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社交換できるくん及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

株式会社交換できるくん
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福	井	聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	天	野	晋介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社交換できるくんの2025年4月1日から2026年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査規程の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月27日

株式会社交換できるくん 監査等委員会

監査等委員 鈴木謙吾 ㊞

監査等委員 野田優子 ㊞

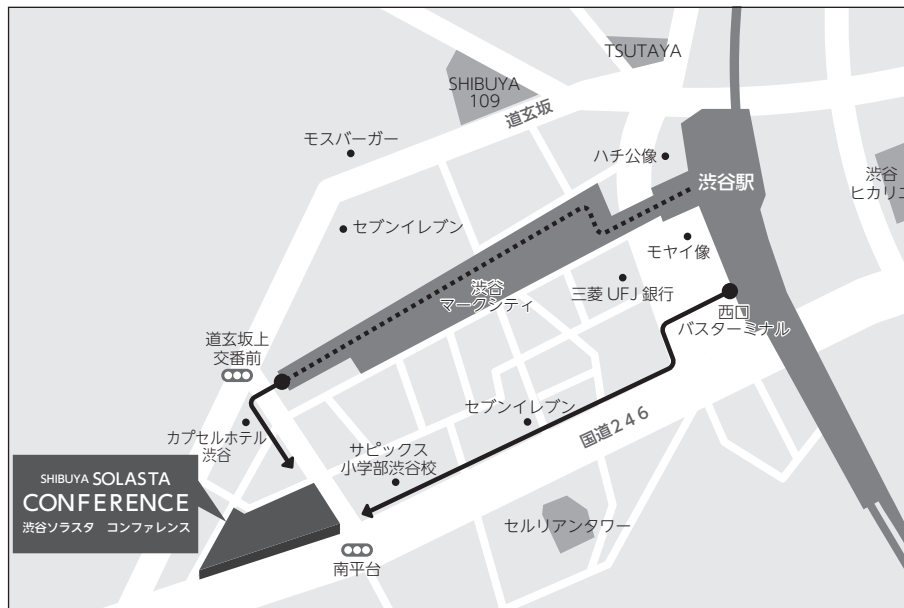
監査等委員 服部道子 ㊞

(注) 監査等委員 鈴木謙吾、野田優子及び服部道子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ4階
渋谷ソラスタコンファレンス4G



交通：J R山手線／J R埼京線／東京メトロ銀座線／東京メトロ半蔵門線／
東京メトロ副都心線／東急東横線／東急田園都市線／京王井の頭線
各線 渋谷駅

J R渋谷駅「西口」から徒歩6分

J R渋谷駅「ハチ公口」から徒歩7分

J R渋谷駅直結渋谷マークシティ4F「道玄坂上方面出口」から徒歩2分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置の開始日 2026年6月3日

**第28期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

**連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
(2025年4月1日から2026年3月31日まで)**

株式会社交換できるくん

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	425,954	345,954	912,188	△865	1,683,232
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	135,147	135,147			270,294
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			91,971		91,971
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	135,147	135,147	91,971	—	362,265
当 期 末 残 高	561,101	481,101	1,004,159	△865	2,045,497

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	その他の包括 利益累計額合 計		
当 期 首 残 高	—	—	—	7,380	1,690,612
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					270,294
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					91,971
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	667	277	944	21,789	22,734
当 期 変 動 額 合 計	667	277	944	21,789	385,000
当 期 末 残 高	667	277	944	29,169	2,075,612

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社等の数 6社

主な連結子会社の名称 株式会社KDサービス
株式会社アイピーエス
KOUKANDEKIRUKUN ASIA PTE. LTD.
株式会社IMI
株式会社キッチンワークス

当連結会計年度より株式会社IMI、株式会社キッチンワークスの全株式を取得し、同社を連結の範囲に含めておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により処理しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

③ 固定資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10	～	20	年
機械及び装置	2	～	11	年
工具、器具及び備品	3	～	20	年
車両及び運搬具	2	～	10	年

b. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用額(5年)に基づく定額法を採用しております。

c. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に見合う分を計上しております。

株主優待引当金

将来の優待制度の利用の見込みに備えるため、当連結会計年度末における利用見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職に際し支給する退職慰労金に充てるため、役員就任契約に基づき連結会計年度末現在の要支給額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については5～10年間の均等償却を行っております。

⑦ 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

また、ソフトウェアの受託開発につきましては、顧客との契約に基づき、受注仕様に基づきソフトウェアを提供する事を履行義務として識別しております。当該履行義務は、一定期間にわたり充足されるものと判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の進捗度の見積りは開発に係る総作業費の見積りに対する当連結会計年度末までに発生した作業費の割合によって算出しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「4. 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

サービス区分	売上高
商品売上	8,017,257
工事売上	3,255,462
開発受託売上	1,328,154
顧客との契約から生じる収益	12,600,874
その他の収益	—
外部顧客への売上高	12,600,874

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

① 住宅設備機器の交換工事サービスに係る収益認識

当社グループの主要な事業である住宅設備機器の交換工事サービスには、住宅設備機器の販売が含まれております。なお、工事は短期間で完了するものであるため、顧客との契約に基づいて工事が完了し、かつ顧客が検収した時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

② 保証サービスに係る収益認識

住宅設備機器の交換工事サービス等には工事保証及び商品保証が含まれており、当該保証を履行義務として識別し、保証期間にわたって収益を認識しております。

③ 自社ポイントに係る収益認識

当社ECサイト「交換できるくん」において、会員の購入金額に応じて当該サイトで利用可能なポイントを発行しており、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法により収益を認識しております。

④ ソフトウェアの受託開発に係る収益認識

主に請負契約または準委任契約によるソフトウェアの受託開発を提供しております。契約に基づき開発作業を進めるにつれて顧客に対する履行義務が充足されていくと判断されることから、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の進捗度の見積りは開発に係る総作業費の見積りに対する当連結会計年度末までに発生した作業費の割合によって算出しております。契約期間内の稼働時間の経過に従って充足される履行義務については、契約期間にわたり稼働時間の経過に応じて充足されると判断し、稼働時間を基に収益を認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	664,369
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	988,086
契約資産(期首残高)	121,501
契約資産(期末残高)	18,913
契約負債(期首残高)	277,420
契約負債(期末残高)	651,218

- (注) 1. 契約負債は、主に住宅設備機器の交換工事に付随する保証サービスの対価のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であり、収益の認識に伴い取り崩されます。
2. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、51,271千円であります。
3. 契約資産は、主にソリューション事業の履行割合型の請負契約で開発成果物の販売に係る収益に関するものであります。当該収益の対価の受領は顧客が検収した時点であるため、進捗度に応じて収益を認識した場合における未請求売掛金を契約資産として認識しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が1年以内の取引については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。当連結会計年度において残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	99,524
1年超2年以内	96,373
2年超3年以内	95,413
3年超4年以内	73,279
4年超5年以内	63,174
5年超	189,709
合計	617,476

5. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額)	109,785千円
繰延税金資産(繰延税金負債と相殺前)	166,070千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は売上高の予測であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高の予測は、見積りの不確実性が高く、売上高が変動することに伴い、課税所得の見積り額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 96,050千円

(2) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うためコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における借入未実行残高等は次の通りであります。

コミットメントライン	500,000	千円
借入実行残高	200,000	千円
差引額	300,000	千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,469,100株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 126,600株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資事業組合への出資であり、市場価格の変動リスク及び投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に財務状況を把握しております。営業債務である買掛金、未払費用の支払期日は、1年以内であります。借入金は運転資金の確保等を目的として調達したものであり、長期借入金の返済期限は決算日後5年以内であります。

(2) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、取引先別及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、今後の事業展開等を考慮し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)

当社グループは、資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の決算日現在における営業債権のうち大部分が上位3社に対するものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
投資有価証券 その他有価証券	2,740	2,740	－
資 産 計	2,740	2,740	－
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	834,364	822,074	△12,289
負 債 計	834,364	822,074	△12,289

(注) 1. 現金及び預金、売掛金及び買掛金、短期借入金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、すべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注) 2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,561,189	－	－	－
売掛金	988,086	－	－	－
合 計	2,549,276	－	－	－

(注) 3. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は16,620千円です。

(注) 4. 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	241,116	235,198	210,038	110,088	37,924	—
合計	241,116	235,198	210,038	110,088	37,924	—

(4) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察可能できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時 価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	2,740	—	—	2,740
資 産 計	2,740	—	—	2,740

②時価で連結貸借対照表に計上している以外の金融商品

区分	時 価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	—	822,074	—	822,074
負 債 計	—	822,074	—	822,074

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

負 債

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 274円01銭

1株当たり当期純利益 12円70銭

(注) 2025年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

(持株会社体制への移行)

当社は、持株会社体制への移行及びこれに伴う商号変更並びに定款の一部変更について、2026年6月開催予定の第28期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議いたしました。

これに伴い、当社は、本定時株主総会において必要な承認決議がなされることを条件として、2026年10月1日付で「リフォームテクノロジー株式会社」へと商号変更いたします。

また、当社が営む住宅設備の交換工事を見積りから注文までネットで完結できるサービス「交換できるくん」の運営及び施工事業を会社分割（新設分割）により、新たに設立される当社の100%子会社に承継させることを予定しており、当社は、持株会社として引き続き上場を維持いたします。

(1) 持株会社体制への移行の背景と目的

当社の主力事業である交換できるくんが着実な成長を示す中、多様化するお客様のリフォームニーズにお応えするため、M&Aなどを通じてグループ化を図りサービスラインナップの拡充を図ってまいりました。今後の成長と利益創出力の強化を見据え、権限の委譲と責任を明確化し、事業特性に応じたフレキシブルな体制の構築を可能とすることで、自律的成長を促し、事業間シナジーの最大化、コスト構造の最適化を目指すものであります。

持株会社体制への移行により、持株会社（当社）はグループ経営機能に特化し、各事業会社は環境の変化に対応し、事業特性に応じたより機動的な事業展開を行うことにより、当社グループの更なる企業価値向上を目指してまいります。

(2)持株会社体制への移行時期および方法

本定時株主総会の承認および必要な所定の手続きが得られることを前提として、2026年10月を目途に、当社を分割会社とし、新設分割設立会社1社を承継会社とする新設分割を予定しております。これにより、当社は上場を維持したまま持株会社へ移行することとなります。

(3)商号変更の概要

①商号変更について

a 商号変更の理由

持株会社の経営理念は、将来有望視されるリフォーム市場において、新しい顧客体験を提供することです。社会環境が大きく変化中、デジタルテクノロジーによって、常にその変化に順応するビジネスモデルをグループ各社、グループ全体で実現することを目指し、商号を「リフォームテクノロジー株式会社」に変更するものであります。

b 新商号（英文表記）

リフォームテクノロジー株式会社（Reform Technology , Inc.）

c 変更予定日

2026年10月1日

(4)新設分割設立会社の概要（予定）

(1)	名称	株式会社交換できるくん	
(2)	所在地	東京都渋谷区東1-26-20 東京建物東渋谷ビル7F	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 池田 順一	
(4)	事業内容	トイレやガスコンロ、給湯器などの住宅設備の交換工事を見積りから注文までネットで完結できるサービス「交換できるくん」を運営	
(5)	資本金	90,000千円	
(6)	設立年月日	2026年10月1日	
(7)	決算期	3月末日	
(8)	大株主及び持株比率	リフォームテクノロジー株式会社 100%	
(9)	上場会社と当該会社との関係	資本関係	当社100%出資の子会社として設立される予定です。
		人的関係	当社より取締役を派遣する予定です。
		取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

※当社代表取締役の栗原将及び取締役副社長の佐藤浩二は新設分割設立会社の取締役に就任予定であり、引き続き事業会社の経営及び事業運営を牽引してまいります。

(5)今後の日程（予定）

2026年4月24日	持株会社体制への移行に関する取締役会決議
2026年4月24日	商号変更及び定款変更に関する取締役会決議
2026年5月28日	新設分割計画に関する取締役会決議
2026年6月29日（予定）	株主総会における持株会社体制に関する承認
2026年10月1日（予定）	持株会社体制への移行（新設分割の効力発生日）

(6) 当社の組織体制

組織体制について2026年4月24日にお知らせしております「代表取締役の異動及び役員人事・組織体制に関するお知らせ」から変更はございません。

(7) 今後の見通し

当社の連結業績に与える影響は軽微であると認識しております。持株会社体制への移行後の詳細事項及び今後の見通しにつきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

11. 企業結合等関係

(株式取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社IMI

事業の内容 住宅設備機器等の保証事業及び損害保険の保険の代理店事業

② 企業結合を行った主な理由

当社は、ネット見積で設置工事まで完結する住宅設備EC販売において、年間、住宅設備の交換工事で60,000件、修理サービスを含めると85,000件の実績を有しております。更に、2022年10月から、販売する商品全品に無料の10年保証を付帯しており、その数はすでに累計で約16万件に達しております。

一方、住宅設備保証事業を展開するIMIは住宅設備保証の他、歯科医療に関する保険・保証の提供など、保険・保証に特化した事業を展開しております。今後は、IMIの保証商品企画力や運営ノウハウ(コールセンター等)と、当社の住設DXプラットフォームや交換工事ネットワークを融合し、保証と交換工事が一体化させた住宅設備保証サービスを提供してまいります。

また、販売先として、6月20日に広報発表したReplaformのクライアント企業に対するオプションサービスとしての展開や、既に業務提携を結んでいる不動産関連企業、住宅設備交換で取引ある不動産管理会社など、BtoBの営業基盤となっている企業を中心に提案活動を進めてまいります。

矢野経済研究所の調査によると、2022年時点の国内ワランティ(延長保証)サービス市場は1兆5,158億円、そのうち家電・住宅設備機器分野は約5,550億円を占めており、今後も2兆円に近い規模への成長が見込まれています(2025年：1兆5,491億円、2030年予測：1兆7,693億円)※。

住宅設備の高機能化や機器の多様化に伴い、延長保証への需要の変化も見込まれるため、暮らし全体を支える新たな保証商品も開発してまいります。

※出典：矢野経済研究所『延長保証(ワランティ)サービス市場の実態と展望2023』(市場規模は事業者売上高ベース)

③ 企業結合日

株式取得日 2025年8月20日

みなし取得日 2025年9月30日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

株式会社IMI

⑥ 取得した株式の数

被取得企業の名称 株式会社IMI

取得株式数 350株

議決権比率 100%

⑦ 取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価として、株式を取得するためであります。

(2)連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年10月1日から2026年3月31日

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	28,000	千円
取得原価		28,000	千円

(4)主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 2,353千円

(5)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

116,167千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(6)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	117,390	千円
固定資産	8,264	//
資産合計	125,654	//
流動負債	213,821	//
負債合計	213,821	//
純資産	△88,167	//

(7)企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	20,635	千円
営業損失	3,451	千円
経常損失	3,434	千円
親会社株主に帰属する当期純損失	1,631	千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定し、連結会計年度の開始の日から企業結合日までの取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(株式取得による企業結合)

(1)企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社キッチンワークス

事業の内容 リフォーム工事

②企業結合を行った主な理由

キッチンワークスは札幌市を中心にシステムキッチン年間約100台、ユニットバス年間約150台の販売施工を行うリフォーム專業会社となります。

当社は、住宅設備の交換に特化して工事付きEC販売を展開し、年間工事件数6万件を超える規模に成長してきましたが、トイレや洗面台といった工事をご利用いただいた多数のお客様からの、現在当社が取り扱いしていないシステムキッチンやユニットバスリフォームを次に依頼したいというニーズが多く存在しております。今回の構想は、そのようなお客様のご要望にもお応えし、当社のサービスの幅を広げることを目的としております。

新規顧客獲得コストの上昇がリフォーム会社の経営に与える影響が大きいことから、当社から優良顧客を送客することで業績貢献に大きく寄与すると見込んでおります。

また、当社の構想としては、これまで培ってきたDXによる集客や仕組み化、交換士(職人)の採用・育成、圧倒的な販売量による仕入れパワーをリフォーム会社に適用し、業界のイノベーションをリードすることを目指しております。

今後、M&Aによるグループ会社化にはこだわらず、各地の優良リフォーム事業者向けに交換できるくんから送客やコンサルティングを行うボランタリーチェーンモデルを想定しており、ロイヤリティ収入のような形による収益拡大を視野にいれております。

この取組の先駆けとして、札幌を中心に主にシステムキッチンリフォームを手掛ける創業22年のキッチンワークスの株式を100%取得いたしました。北海道という季節性による需要変動が激しい事業環境において、徹底した案件管理や稼働管理で、業績を安定化させてきました。自社の職人で完結できる体制やリフォーム現場で高い競争力を生み出す木材加工工場を保有するなど、水廻り専業会社として強みを有しております。集客においても、ネット集客を主としており、当社が目指す優良リフォーム会社のボランタリーチェーンモデルを構築する上で理想的会社です。今後は、当社構想を実現するため、キッチンワークスの培ってきたノウハウや人材を活かしつつ、シナジーの最大化を目指します。

こうした当社品質基準を満たすサービスを提供するリフォーム会社が全国に展開されることで、当社のサービスの幅を広げ、効率的な利益創出を目指してまいります。

③ 企業結合日

株式取得日 2025年11月4日
みなし取得日 2025年10月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

株式会社キッチンワークス

⑥ 取得した株式の数

被取得企業の名称 株式会社キッチンワークス
取得株式数 200株
議決権比率 100%

⑦ 取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価として、株式を取得するためであります。

(2)連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
2025年10月1日から2026年3月31日

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	100,000	千円
取得原価		100,000	千円

(4)主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 5,653千円

(5)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

77,479千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	244,363	千円
固定資産	46,706	//
資産合計	291,070	//
流動負債	165,178	//
固定負債	103,371	//
負債合計	268,549	//
純資産	22,520	//

(7)企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	418,599 千円
営業利益	13,160 千円
経常利益	13,570 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	12,107 千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定し、連結会計年度の開始の日から企業結合日までの取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	425,954	345,954	345,954
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	135,147	135,147	135,147
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
当 期 変 動 額 合 計	135,147	135,147	135,147
当 期 末 残 高	561,101	481,101	481,101

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
	繰 越 利 益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	832,058	832,058	△865	1,603,102	7,380	1,610,482
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行				270,294		270,294
当 期 純 利 益	149,206	149,206		149,206		149,206
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					21,789	21,789
当 期 変 動 額 合 計	149,206	149,206	－	419,500	21,789	441,290
当 期 末 残 高	981,264	981,264	△865	2,022,602	29,169	2,051,772

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により処理しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～18年
機械及び装置	6年
工具、器具及び備品	4～10年
車両及び運搬具	4～6年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用額(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に見合う分を計上しております。

株主優待引当金

将来の優待制度の利用の見込みに備えるため、当事業年度末における利用見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「連結注記表 4. 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「短期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「短期貸付金」は30,000千円であります。

4. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表 4. 収益認識に関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額)	28,415千円
繰延税金資産(繰延税金負債と相殺前)	29,702千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は売上高の予測であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高の予測は、見積りの不確実性が高く、売上高が変動することに伴い、課税所得の見積り額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 75,918千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務

短期金銭債権 294,269千円

短期金銭債務 171,125千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	2,026,027千円
営業外取引	210千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	630株
------	------

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	8,587千円
商品評価損	1,464 //
未払事業税	5,291 //
敷金償却	4,342 //
株主優待引当金	6,729 //
その他	3,288 //
繰延税金資産小計	29,702 //
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	— //
評価性引当額小計	— //
繰延税金資産合計	29,702 //
繰延税金負債	
有価証券評価益	1,287 //
繰延税金負債合計	1,287 //
繰延税金資産の純額	28,415 //

10. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	事業の内容	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株)KD サービス	所有 直接 100.0%	サービス業	施工の 業務委託等	施工業務委託費用	1,477,786	買掛金	164,473
					資金の貸付等 (注2)	100,000	短期貸付金	100,000
子会社	株)アイピーエス	所有 直接 100.0%	システム受託 開発	システム 開発	システム開発費用	107,110	未払費用	1,310
					資金の貸付等 (注2)	150,000	短期貸付金	150,000
					貸付金の回収 (注2)	30,000	-	-
					利息の計上 (注2)	210	受取利息	210

- (注) 1. 支払金額については、業務内容及び一般取引条件を勘案し毎期交渉のうえ、決定しております。
2. 貸付の利率については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 270円82銭

1株当たり当期純利益 20円61銭

- (注) 2025年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。